

# 国立大学法人高知大学育児休業等に関する規則

平成16年4月1日  
規則第38号

最終改正 令和5年1月31日規則第76号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第55条、国立大学法人高知大学非常勤職員就業規則（以下「非常勤職員就業規則」という。）第43条、国立大学法人高知大学有期雇用職員就業規則（以下「有期雇用職員就業規則」という。）第12条、国立大学法人高知大学再雇用職員就業規則（以下「再雇用職員就業規則」という。）第13条及び国立大学法人高知大学特任職員就業規則（以下「特任職員就業規則」という。）第9条の規定に基づき、育児休業等に関し、必要な事項を定める。

### (法令との関係)

第2条 育児休業等につき、この規則に定めのない事項については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）その他の関係法令及び諸規程の定めるところによる。

### (定義)

第2条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員等 次号及び第3号に定める者をいう。
- (2) 職員 就業規則の適用を受ける者をいう。
- (3) 期間付職員 非常勤職員就業規則第2条に定める者（以下「非常勤職員」という。）、有期雇用職員就業規則第2条に定める者（以下「有期雇用職員」という。）、再雇用職員就業規則第2条に定める者（以下「再雇用職員」という。）及び特任職員就業規則第2条に定める者（以下「特任職員」という。）をいう。

## 第2章 育児休業

### (育児休業の対象者)

第3条 同居する3歳に満たない子（育児・介護休業法第2条第1号に規定する子をいう。以下同じ。）を養育する職員及び同居する1歳に満たない子を養育する期間付職員は、こ

の規則の定める手続に従って学長に申し出ることにより、育児休業（第12条の2第1項に規定する出生時育児休業を除く。以下この条から第12条までにおいて同じ。）をすることができる。ただし、期間付職員にあっては、育児休業の申出時点において、その養育する子が1歳6か月に達するまでの間に雇用期間が終了し、雇用の更新又は再雇用をしないことが明らかである者は除く。

2 前項の規定にかかわらず、本学と職員等の過半数を代表する者との間で締結された育児休業等に関する労使協定（以下第20条において「育児休業等に関する労使協定」という。）により育児休業の対象から除外することとされた職員等は、育児休業をすることができない。

3 配偶者が期間付職員と同じ日から又は期間付職員より先に育児休業又は出生時育児休業をしている場合、期間付職員は、当該子が1歳2か月に達するまでの間で、出生日以降の産前・産後休暇期間と育児休業期間及び出生時育児休業期間との合計が1年を限度として、育児休業をすることができる。ただし、期間付職員の配偶者が、当該子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）以前のいずれかの日において育児休業又は出生時育児休業をしていること、及び期間付職員の育児休業開始予定日が、当該子の1歳の誕生日の翌日以前である場合に限る。

4 同居する1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する期間付職員は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、この規則の定める手続に従って学長に申し出ることにより、育児休業をすることができる。ただし、第12条第1項第3号に掲げる事由が生じ育児休業が終了し、終了事由である子等に第4条第3項第1号から第3号までに掲げる事情が生じ学長に申し出た場合は、第2号に該当すれば足りる。

(1) 当該申出に係る子について、当該期間付職員又はその配偶者が、当該子の1歳到達日において育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳到達日後の期間について、次のいずれかの事情がある場合

ア 保育所における保育を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合

イ 期間付職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

(3) 本項の規定による育児休業をしたことがない場合

5 同居する1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する期間付職員は、次の各号の

いずれにも該当する場合に限り、この規則の定める手続に従って学長に申し出ることにより、育児休業をすることができる。ただし、第12条第1項第3号に掲げる事由が生じ育児休業が終了し、終了事由である子等に第4条第3項第1号から第3号までに掲げる事情が生じ学長に申し出た場合は、第2号に該当すれば足りる。

(1) 当該申出に係る子について、当該期間付職員又はその配偶者が、当該子の1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）において育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について、次のいずれかの事情がある場合

ア 保育所における保育を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合

イ 期間付職員の配偶者であって、当該子について1歳6か月以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により当該子を養育することが困難になった場合

(3) 本項の規定による育児休業をしたことがない場合

6 第1項ただし書の規定は、前項の申出について準用する。この場合において、第1項ただし書中「1歳6か月」とあるのは、「2歳」と読み替えるものとする。

（育児休業の申出の手続等）

第4条 育児休業を希望する職員等は、その期間中は育児休業をすることとする一の期間について、その初日（以下「育児休業開始予定日」という。）及び末日（以下「育児休業終了予定日」という。）を明らかにして、原則として当該育児休業開始予定日の前日から起算して1月前（前条第4項及び第5項に規定する育児休業を希望する期間付職員にあっては2週間前）の日までに、別記様式第1号の育児休業申出書を当該職員等の所属に係る総務担当係及び人事課（以下「担当係等」という。）を経由して学長に提出しなければならない。申出の日は、当該担当係等において育児休業申出書を受理した日とする。

なお、前条第4項に規定する育児休業の申出にあっては当該子の1歳到達日の翌日（配偶者が育児・介護休業法第5条第3項に基づく休業を当該子の1歳到達日の翌日から開始する場合は配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日）を、前条第5項に規定する育児休業の申出にあっては当該子の1歳6か月到達日の翌日（配偶者が育児・介護休業法第5条第4項に基づく休業を当該子の1歳6か月到達日の翌日から開始する場合は配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日）を、第4条第3項第1号から第3号までに掲げる事由が生じた場合を除き、それぞれ育児休業の開始予定日としなければならない。

2 申出書を提出した職員等（以下「申出職員等」という。）は、申出日以降に当該申出に

係る子が出生したときは、出生後2週間以内に別記様式第10号の育児休業対象児出生届を担当係等を経由して学長に提出しなければならない。

3 申出は、次に掲げる特別の事情がない限り、職員等ごとに1子につき2回（第3条第4項及び第5項に規定する育児休業の申出は1回）（第4項に規定する育児休業申出を除く。）とし、双子以上の場合もこれを1子とみなす。

(1) 就業規則第52条の規定による産前産後の特別休暇を取得したことにより育児休業が終了した後、当該産前産後休暇に係る子のすべてが次のいずれかに該当する場合

イ 死亡したとき。

ロ 養子となったこと、その他の事情により当該職員と同居しないこととなったとき。

(2) 新たな育児休業又は出生時育児休業が始まったことにより育児休業が終了した後、新たな育児休業又は出生時育児休業に係る子のすべてが、次のいずれかに該当する場合

イ 死亡したとき。

ロ 養子となったこと、その他の事情により当該職員と同居しないこととなったとき。

ハ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は、養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたとき。

(3) 国立大学法人高知大学介護休業等に関する規則（以下「介護休業規則」という。）に基づく介護休業が始まったことにより育児休業が終了した後、当該介護休業に係る対象家族が死亡したこと、又は当該介護休業に係る対象家族と介護休業の申出をした職員等との親族関係が消滅したこと。

(4) 削除

(5) 配偶者が死亡したこと。

(6) 配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により申出に係る子を養育することが困難な状態になったこと。

(7) 婚姻の解消その他の事情により配偶者が申出に係る子と同居しないこととなったこと。

(8) 当該申出に係る子が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったこと。

(9) 保育所における保育を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない

こと。

(10) 育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じること。

4 第1項後段及び前項の規定は、労働契約の期間の末日を育児休業終了予定日とする育児休業をする期間付職員が、労働契約の更新又は再雇用に伴い、当該更新又は再雇用後の労働契約の期間の初日を当該育児休業に係る子について育児休業開始予定日とする申出をする場合は、これを適用しない。

5 学長は、申出職員等に対して別表第1に定める証明書の提出を求めることができる。ただし、前項に規定する申出の場合には、この限りでない。

(育児休業の申出の撤回等)

第5条 申出職員等は、休業開始予定日の前日までに、別記様式第3号の育児休業撤回届を担当係等を経由して学長に提出することにより、既に行った育児休業の申出を撤回することができる。

2 前項の規定により第3条第1項の規定による申出を撤回した申出職員等は、第4条第3項の規定の適用については、当該申出に係る育児休業をしたものとみなす。

3 第1項の規定により第3条第4項又は第5項の規定による申出を撤回した期間付職員は、当該申出に係る子については、次の各号に掲げる特別の事情がない限り、同条第4項及び第5項の規定にかかわらず、これらの規定による申出をすることができない。

(1) 配偶者が死亡したこと。

(2) 配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業申出に係る子を養育することが困難な状態になったこと。

(3) 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業申出に係る子と同居しないこととなったこと。

(4) 当該申出に係る子が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったこと。

(5) 保育所における保育を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと。

(6) 育児休業の撤回時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じること。

4 育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により申出職員等が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、育児休業の申出はされなかつたものとみなす。こ

の場合において、申出職員等は、遅滞なく当該事由が発生した旨を文書により担当係等を経由して学長に届け出なければならない。

(育児休業取扱通知書の交付)

第6条 育児休業申出書、育児休業撤回届及び育児休業期間変更申出書が提出されたときは、学長は、速やかに申出職員等に対し、別記様式第2号の育児休業取扱通知書を交付する。

(育児休業開始予定日の指定)

第7条 学長は、職員等からの育児休業申出書による育児休業開始予定日（以下この条において「申出開始予定日」という。）が、当該申出書に係る申出日の翌日から起算して1月（第3条第4項及び第5項に規定する育児休業にかかる申出のうち当該子の1歳又は1歳6か月到達日（第3条第3項に規定する育児休業を取得している場合は終了予定日）以前に申し出たものにあつては2週間）を経過する日（以下この条において「1月等経過日」という。）より前の日であるときは、当該申出開始予定日と1月等経過日との間のいずれかの日を育児休業開始予定日として指定することができる。ただし、当該申出書が申出職員等に次のいずれかの事情が生じて提出されたものである場合には、当該申出開始予定日と当該申出書に係る申出日の翌日から起算して1週間を経過する日との間のいずれかの日を育児休業開始予定日として指定するものとする。

- (1) 出産予定日前に子が出生したこと。
- (2) 当該申出に係る子の親である配偶者が死亡したこと。
- (3) 配偶者が負傷または疾病により当該申出に係る子を養育することが困難になったこと。
- (4) 配偶者が当該申出に係る子と同居しなくなったこと。
- (5) 当該申出に係る子が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったこと。
- (6) 保育所における保育を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと。

2 前項の規定は、期間付職員が第4条第4項に規定する育児休業申出をする場合にあつては、これを適用しない。

(育児休業の期間)

第8条 育児休業の期間は申出のあつた期間とするが、その限度は、職員については当該育児休業申出に係る子が3歳に達する日（誕生日の前日）まで、期間付職員については

1歳到達日（第3条第3項に規定する育児休業をしている場合にあっては当該育児休業申出に係る子が1歳2か月に達するまでの間で誕生日以降の産前・産後休暇期間と育児休業期間及び出生時育児休業期間との合計が1年に達する日、同条第4項に規定する育児休業をしている場合にあっては1歳6か月到達日、同条第5項に規定する育児休業をしている場合にあっては2歳に達する日）までとする。

（育児休業開始予定日の変更）

第9条 第3条第1項に規定する育児休業の申出をした職員等は、当該申出による育児休業開始予定日の前日までに第7条第1項各号の事情に該当することとなった場合は、別記様式第4号の育児休業期間変更申出書を担当係等を経由して学長に提出することにより、育児休業開始予定日を育児休業開始予定日とされた日前の日に変更することができる。

2 前項による育児休業開始予定日の変更は、1回に限るものとする。

3 第4条第5項及び第7条の規定は、育児休業開始予定日の変更について準用する。

（育児休業終了予定日の変更）

第10条 育児休業をしている職員等は、原則として育児休業終了予定日（育児休業終了予定日を当初の日より前の日に希望する場合は、希望する育児休業終了予定日）の1月前（第3条第4項及び第5項に規定する育児休業の場合にあっては2週間前）の日までに別記様式第4号の育児休業期間変更申出書を担当係等を経由して学長に提出することにより、育児休業終了予定日を育児休業終了予定日とされた日後の日又は前の日に変更することができる。ただし、終了予定日前の日に変更する場合は、申出職員等が終了予定日前の日に変更することを希望し、次の各号の要件を全て満たし学長の承認を得た場合に限るものとし、育児休業終了予定日は、学長が指定する。

(1) その育児休業に係る代替職員の雇用がない等人事管理上問題がない場合

(2) 所属長が同意する場合

2 前項による育児休業終了予定日の変更は、1回に限るものとする。

3 申出職員等が育児休業終了予定日の変更を希望する場合には、別記様式第4号の育児休業期間変更申出書を担当係等を経由して学長に提出し、承認を受けるものとする。

4 第4条第5項の規定は、育児休業終了予定日の変更について準用する。

（育児休業終了予定日の再度の変更）

第11条 前条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、育児休業終了予定日を再度変更することができる。

(1) 育児休業終了予定日とされた日後の日への変更

ア 配偶者が負傷又は疾病により当該申出に係る子を養育することが困難になったこと。

イ 配偶者が当該申出に係る子と同居しなくなったこと。

ウ その他育児休業終了予定日の変更申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業終了予定日を再度変更しなければその養育に著しい支障が生じること。

(2) 育児休業終了予定日とされた日前の日への変更

前条第1項に規定する育児休業終了予定日とされた日前の日に変更する要件を満たす場合

2 第4条第4項の規定は、育児休業終了予定日の再度の変更について準用する。

(育児休業の終了)

第12条 育児休業は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合は、当該各号に掲げる日をもって終了する。

(1) 子の死亡等育児休業に係る子を養育しないこととなった場合 当該事由が発生した日

(2) ア 育児休業に係る職員の子が3歳に達した場合 子が3歳に達した日

イ 育児休業に係る期間付職員の子が1歳(第3条第4項に規定する育児休業をしている場合にあつては1歳6か月、同条第5項に規定する育児休業をしている場合にあつては2歳)に達した場合(第3条第3項に規定する育児休業をしている場合は除く。) 子が1歳(第3条第4項に規定する育児休業をしている場合にあつては1歳6か月、同条第5項に規定する育児休業をしている場合にあつては2歳)に達した日

ウ 第3条第3項に規定する育児休業をしている場合にあつては、育児休業に係る子が1歳2か月に達するまでの間で、出生日以後の産前・産後休暇期間と育児休業期間及び出生時育児休業期間との合計が1年に達した場合 当該1年に達した日

(3) 産前産後休暇、新たな育児休業、出生時育児休業又は介護休業期間が始まった場合 産前産後休暇、新たな育児休業、出生時育児休業又は介護休業期間の開始日の前日

(4) 第3条第2項に定める者に該当することとなった場合 第3条第2項に定める者に該当することとなった日の前日

(5) 雇用関係が終了した場合 当該終了した日

(6) 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は、養子縁組が成立しないまま児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合 当該事由が発生した日

2 育児休業をしている職員等は、前項第1号又は第6号の事由が生じた場合は、遅滞なく、当該事由が発生した旨を文書をもって担当係等を経由して学長に届け出なければならない。

(出生時育児休業)

第12条の2 職員等は、この規則の定める手続に従って学長に申し出ることにより、出生時育児休業(育児休業のうち、この条から第12条の8までに定めるところにより、子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで(出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。次項第1号において同じ。)の期間内に4週間以内の期間を定めてする休業をいう。以下同じ。)をすることができる。ただし、期間付職員にあっては、出生時育児休業の申出時点において、その養育する子の出生の日(出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては、当該出産予定日)から起算して8週間を経過する日の翌日から6月を経過する日までに、その労働契約が満了することが明らかである者は除く。

2 前項の規定にかかわらず、職員等は、その養育する子について次の各号のいずれかに該当する場合には、当該子については、同項の規定による申出をすることができない。

(1) 当該子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間(当該子を養育していない期間を除く。)内に2回の出生時育児休業(第5項に規定する出生時育児休業申出によりする出生時育児休業を除く。)をした場合

(2) 当該子の出生の日(出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては、当該出産予定日)以後に出生時育児休業をする日数(出生時育児休業を開始する日から出生時育児休業を終了する日までの日数とする。第12条の8第1項第3号において同じ。)が28日に達している場合

3 第3条第2項及び第4条第2項の規定は、出生時育児休業について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第1項」と、「育児休業」とあるのは「出生時

育児休業」と読み替えるものとする。

- 4 出生時育児休業を希望する職員等は、その期間中は出生時育児休業をすることとする一の期間について、その初日（以下「出生時育児休業開始予定日」という。）及び末日（以下「出生時育児休業終了予定日」という。）を明らかにして、原則として当該出生時育児休業開始予定日の前日から起算して2週間前の日までに、別記様式第1号の育児休業申出書を担当係を経由して学長に提出しなければならない。申出にあつては、出生時育児休業を2回に分割して取得することを希望する場合は、2回分をまとめて申し出なければならない。申出の日は、当該担当係等において育児休業申出書を受理した日とする。
- 5 第1項ただし書及び第2項（第2号を除く。）の規定は、労働契約の期間の末日を出生時育児休業終了予定日（第12条の7において準用する第10条又は第11条の規定により当該出生時育児休業終了予定日が変更された場合にあっては、その変更後の出生時育児休業終了予定日とされた日）とする出生時育児休業をする期間付職員が、当該出生時育児休業に係る子について、労働契約の更新又は再雇用に伴い、当該更新又は再雇用後の労働契約の期間の初日を出生時育児休業開始予定日とする申出をする場合には、これを適用しない。
- 6 学長は、申出職員等に対して別表第1に定める証明書の提出を求めることができる。ただし、前項に規定する申出の場合は、これを適用しない。

（出生時育児休業の申出の撤回）

第12条の3 第5条第1項及び第4項の規定は、出生時育児休業の申出の撤回について準用する。この場合において、第1項及び第4項中「育児休業」とあるのは「出生時育児休業」と読み替えるものとする。

- 2 出生時育児休業の申出の撤回は、撤回1回につき1回休業したものとみなす。

（出生時育児休業取扱通知書の交付）

第12条の4 第6条の規定は、出生時育児休業に係る育児休業申出書、育児休業撤回届及び育児休業期間変更申出書が提出された場合の通知書の交付について、準用する。

（出生時育児休業開始予定日の指定）

第12条の5 学長は、職員等からの出生時育児休業申出書による出生時育児休業開始予定日（以下この項において「申出開始予定日」という。）が、当該申出書に係る申出日の翌日から起算して2週間を経過する日（以下この項において「2週間経過日」という。）より前の日であるときは、当該申出開始予定日と2週間経過日との間のいずれかの日を出生時育児休業開始予定日として指定することができる。ただし、当該申出書が申出職員

等に次のいずれかの事情が生じて提出されたものである場合には、当該申出開始予定日と当該申出書に係る申出日の翌日から起算して1週間を経過する日との間のいずれかの日を出生時育児休業開始予定日として指定するものとする。

- (1) 出産予定日前に子が出生したこと。
- (2) 当該申出に係る子の親である配偶者が死亡したこと。
- (3) 配偶者が負傷または疾病により当該申出に係る子を養育することが困難になったこと。
- (4) 配偶者が当該申出に係る子と同居しなくなったこと。
- (5) 当該申出に係る子が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったこと。
- (6) 当該申出に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないうこと。

2 前項の規定は、期間付職員が、第12条の2第5項に規定する出生時育児休業申出をする場合にあっては、これを適用しない。

(出生時育児休業の期間)

第12条の6 出生時育児休業の期間は、出生時育児休業開始予定日とされた日(前条の規定に基づき学長の指定があった場合にあっては学長の指定した日、出生時育児休業開始予定日に変更された場合にあっては、その変更後の出生時育児休業開始予定日とされた日。)から出生時育児休業終了予定日とされた日(当該出生時育児休業終了予定日に変更された場合にあっては、その変更後の出生時育児休業終了予定日とされた日。第12条の8において同じ。)までの間とする。

(出生時育児休業開始予定日の変更等)

第12条の7 第9条、第10条及び第11条の規定は、出生時育児休業開始予定日の変更及び出生時育児休業終了予定日の変更について準用する。この場合において、「育児休業」とあるのは、「出生時育児休業」と、第9条第1項の規定中「第3条第1項」とあるのは、「第12条の2第1項」と、「第7条第1項」とあるのは「第12条の5第1項」と、第9条第3項の規定中「第4条第5項及び第7条」とあるのは、「第12条の2第6項及び第12条の5」と、第10条第1項中「1月前(第3条第4項及び第5項に規定する育児休業の場合にあっては2週間前)」とあるのは、「2週間前」と、第10条第4項の規定中「前条第2項」とあるのは、「第12条の7において準用する前条第2項」と、「第4条第5項」とあるのは、「第12条の2第6項」と、第11条第2項の規定中「第4条第4項」とある

のは「第 12 条の 2 第 5 項」と読み替えるものとする。

(出生時育児休業の終了)

第 12 条の 8 出生時育児休業は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合は、第 12 条の 2 の規定にかかわらず、当該各号に掲げる日をもって終了する。

- (1) 子の死亡等育児休業に係る子を養育しないこととなった場合 当該事由が発生した日
- (2) 出生時育児休業終了予定日とされた日の前日までに、出生時育児休業申出に係る子の出生の日の翌日（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては、当該出産予定日の翌日）から起算して 8 週間を経過した場合 8 週間を経過した日
- (3) 出生時育児休業終了予定日とされた日の前日までに、出生時育児休業申出に係る子の出生の日の翌日（出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては、当該出産予定日）以後に出生時育児休業をする日数が 28 日に達した場合 28 日に達した日
- (4) 産前産後休暇、新たな出生時育児休業、育児休業又は介護休業が始まった場合 産前産後休暇、新たな出生時育児休業、育児休業又は介護休業の開始日の前日
- (5) 雇用関係が終了した場合 当該終了した日
- (6) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は、養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除された場合 当該事由が発生した日

2 出生時育児休業をしている職員等は、前項第 1 号又は第 6 号の事由が生じた場合は、遅滞なく、当該事由が発生した旨を文書をもって担当係等を経由して学長に届け出なければならない。

(育児休業中の身分)

第 13 条 育児休業をしている職員等は、職員等としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。その他育児休業中の給与に関する必要な事項については、国立大学法人高知大学職員給与規則（以下「給与規則」という。）第 48 条、国立大学法人高知大学年俸制適用職員給与規則（以下「年俸制適用職員給与規則」という。）第 11 条、国立大学法人高知大学非常勤職員給与規則（以下「非常勤職員給与規則」という。）第 22 条、有期雇用職員就業規則第 9 条、再雇用職員就業規則第 10 条及び国立大学法人高知大学特任職員給与規則（以下「特任職員給与規則」と

いう。) 第3条によるものとする。

(復職後における給与等の取扱い)

第14条 育児休業をした職員、有期雇用職員又は特任職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を3分の3以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日(給与規則第19条第1項に規定する学長が別に定めるものは、その職務に復帰した日、同日後における最初の昇給日又はその次の昇給日)に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

2 育児休業をした職員が職務に復帰した場合における号俸の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、その者の号俸を調整することができる。

3 育児休業をした職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である職員を除く。)等が復職した後、最初に支給する期末手当に係る期間算定に関しては、当該育児休業期間の2分の1を除算する。

4 育児休業をした職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である職員を除く。)等が復職した後、最初に支給する勤勉手当に係る期間算定に関しては、当該育児休業期間の全期間を除算する。

(退職手当の勤続期間についての取扱い)

第15条 育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)についての国立大学法人高知大学職員退職手当規則(以下「退職手当規則」という。)第9条第4項の規定の適用については、同項中「その期間の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その期間の3分の1に相当する月数」とする。

(共済掛金等の取扱い)

第16条 育児休業期間中の共済掛金又は健康保険・厚生年金保険の保険料は、組合員負担分又は被保険者負担分を本学担当部署からの請求書に基づき各月ごとに期日までに本学に支払わなければならない。ただし、育児休業掛金免除申出書又は健康保険・厚生年金保険の保険料免除の申出書を提出することにより免除される場合は、この限りではない。

2 育児休業期間中の住民税は、普通徴収に切り替え、本学は源泉徴収をしないこととす

る。

- 3 その他の育児休業期間中の個人負担分については、本学と申出職員等が話し合いのうえ決定する。

(年次有給休暇)

第17条 年次有給休暇の算定にあたっては、育児休業をした日は、出勤したものとみなして算定する。

(不利益取扱いの禁止)

第18条 職員等は、育児休業を理由として、不利益な取扱いを受けない。

### 第3章 育児短時間勤務

(育児短時間勤務の措置)

第18条の2 同居する小学校就学の始期に達するまでの子(法律上の養子を含む。以下同じ。)を養育する職員等であって育児休業をしていない者のうち次の各号に該当しない職員等は、この規則の定める手続に従って学長に申し出ることにより、育児短時間勤務をすることができる。ただし、当該子について、既に育児短時間勤務をしたことがある場合において、当該子にかかる育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しないときは、特別の事情がある場合を除き、育児短時間勤務をすることができない。

- (1) 有期雇用職員就業規則第2条第1号及び第4号に該当する者
- (2) 非常勤職員(非常勤職員就業規則第2条第2項第1号に定めるフルタイム職員のうち、第2条第3項別表1に掲げる医員(レジデント)、医員(指導医)、医員(病院助教)及び医員(研修医)(当初の雇用開始日より雇用された期間が1年以上である者に限る。)の職種に該当する者(以下「医員」という。)を除く。)
- (3) 再雇用職員
- (4) 特任職員

2 前項ただし書の「特別の事情」は、次に掲げる事情とする。

- (1) 就業規則第52条の規定による産前産後の特別休暇を取得したことにより育児短時間勤務が終了した後、当該産前産後休暇に係る子のすべてが次のいずれかに該当する場合  
イ 死亡したとき。  
ロ 養子となったことその他の事情により当該職員と同居しないこととなったとき。
- (2) 新たな育児短時間勤務が始まったことにより育児短時間勤務が終了した後、新たな育児短時間勤務に係る子のすべてが、前号イ又はロのいずれかに該当する場合

- (3) 新たな育児休業が始まったことにより育児短時間勤務が終了した後、新たな育児休業に係る子のすべてが、第1号イ又はロのいずれかに該当する場合
- (4) 介護休業規則に基づく介護休業が始まったことにより育児短時間勤務が終了した後、当該介護休業に係る対象家族が死亡したこと、又は当該介護休業に係る対象家族と介護休業の申出をした職員等との親族関係が消滅したこと。
- (5) 育児短時間勤務が休職又は停職の処分を受けたことにより終了した後、当該休職及び停職が終了したこと。
- (6) 配偶者が死亡したこと。
- (7) 配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により申出に係る子を養育することが困難な状態になったこと。
- (8) 婚姻の解消その他の事情により配偶者が申出に係る子と同居しないこととなったこと。
- (9) 育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じること。

(育児短時間勤務の形態)

第18条の3 育児短時間勤務は、次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態により、当該職員が希望する時間帯において勤務することができる。

- (1) 所定勤務時間が、1週間につき38時間45分、1日につき7時間45分の職員

区分	勤務日・勤務時間	休日	備考
ア	月曜日～金曜日に毎日勤務 1日につき4時間勤務(週20時間)	月曜日～金曜日のうち勤務日以外の日及び職員就業規則第40条に掲げる日	斉一型育児短時間勤務職員(育児短時間勤務職員のうち、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。)
イ	月曜日～金曜日に毎日勤務 1日につき5時間勤務(週25時間)		
ウ	月曜日～金曜日に毎日勤務 1日につき6時間勤務(週30時間)		
エ	月曜日～金曜日のうち3日勤務 1日につき7時間45分勤務(週23時間15分)		

オ	月曜日～金曜日のうち3日勤務 うち2日は1日につき7時間45分勤務 残り1日は1日につき4時間勤務 (週19時間30分)		不斉一型育児短時間勤務職員(育児短時間勤務職員のうち、斉一型育児短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。)
---	---	--	--

(2) 1か月単位又は4週間単位の変形労働時間制による勤務時間が適用される職員

勤務日・勤務時間	休日	備考
1週間当たり19時間30分から30時間の勤務	個人ごとに割り振る。	斉一型育児短時間勤務職員又は不斉一型育児短時間勤務職員

(3) 1年単位の変形労働時間制による勤務時間が適用される職員

勤務日・勤務時間	休日	備考
1週間当たり19時間30分から30時間の勤務	月曜日～金曜日のうち勤務日以外の日及び職員就業規則第40条に掲げる日	斉一型育児短時間勤務職員又は不斉一型育児短時間勤務職員

(育児短時間勤務の申出の手續等)

第18条の4 育児短時間勤務を希望する職員等は、原則として育児短時間勤務を開始しようとする期間(1月以上1年以下の期間に限る。)の初日(以下「育児短時間勤務開始予定日」という。)及び末日(以下「育児短時間勤務終了予定日」という。)並びに勤務の形態における勤務の日及び時間帯を明らかにして、当該育児短時間勤務開始予定日の前日から起算して1月前の日までに、別紙様式第16号の育児短時間勤務申出書を担当係等を経由して学長に提出しなければならない。申出の日は、当該担当係等において育児短時間勤務申出書を受理した日とする。

2 学長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求にかかる期間について当該請求をした者の業務を処理するための措置を講ずることが困難である場合を除き、これを承認する。

3 申出書を提出した職員等(以下「育児短時間勤務申出職員等」という。)は、申出日以

降に当該申出に係る子が出生したときは、出生後2週間以内に別記様式第10号の育児短時間勤務対象児出生届を担当係等を経由して学長に提出しなければならない。

- 4 学長は、第1項の請求について、その事由を確認する必要があると認めたときは、請求者に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(育児短時間勤務の期間の延長)

第18条の5 育児短時間勤務申出職員等は、学長に対し、当該育児短時間勤務の期間の延長を申し出ることができる。

- 2 前条の規定は、育児短時間勤務の期間の延長について準用する。

(育児短時間勤務の申出の撤回等)

第18条の6 育児短時間勤務申出職員等は、育児短時間勤務休業開始予定日の前日までに、別記様式第18号の育児短時間勤務撤回届を担当係等を経由して学長に提出することにより、既に行った育児短時間勤務の申出を撤回することができる。

- 2 育児短時間勤務の申出を撤回した者は、次の各号に掲げる特別の事情がない限り、同一の子について再度申出をすることができない。

(1) 配偶者が死亡したこと。

(2) 配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業申出に係る子を養育することが困難な状態になったこと。

(3) 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児短時間勤務申出に係る子と同居しないこととなったこと。

(4) 育児休業の撤回時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じること。

- 3 育児短時間勤務開始予定日の前日までに、子の死亡等により育児短時間勤務申出職員等が育児短時間勤務申出に係る子を養育しないこととなった場合には、育児短時間勤務の申出はされなかったものとみなす。この場合において、育児短時間勤務申出職員等は、遅滞なく当該事由が発生した旨を文書により担当係等を経由して学長に届け出なければならない。

(育児短時間勤務取扱通知書の交付)

第18条の7 育児短時間勤務申出書が提出されたときは、学長は、速やかに育児短時間勤務申出職員等に対し、別記様式第17号の育児短時間勤務取扱通知書を交付する。

(育児短時間勤務開始予定日の指定)

第18条の8 学長は、育児短時間勤務申出書による育児短時間勤務開始予定日(以下この

条において「申出開始予定日」という。)が、当該申出書に係る申出日の翌日から起算して1月を経過する日(以下この条において「1月等経過日」という。)より前の日であるときは、当該申出開始予定日と1月等経過日との間のいずれかの日を育児短時間勤務開始予定日として指定することができる。ただし、当該申出書が育児短時間勤務申出職員等に次のいずれかの事情が生じて提出されたものである場合には、当該申出開始予定日と当該申出開始予定日とされた日から起算して1週間を経過する日との間のいずれかの日を育児短時間勤務開始予定日として指定するものとする。

- (1) 出産予定日前に子が出生したこと。
- (2) 当該申出に係る子の親である配偶者が死亡したこと。
- (3) 配偶者が負傷又は疾病により当該申出に係る子を養育することが困難になったこと。
- (4) 配偶者が当該申出に係る子と同居しなくなったこと。

(育児短時間勤務開始予定日の変更)

第18条の9 育児短時間勤務申出職員等は、当該申出による育児短時間勤務開始予定日の前日までに前条各号の事情に該当することとなった場合は、別記様式第19号の育児短時間勤務期間変更申出書を担当係等を経由して学長に提出することにより、育児短時間勤務開始予定日を育児短時間勤務開始予定日とされた日前の日に変更することができる。

2 第18条の4第4項及び前条の規定は、育児短時間勤務開始予定日の変更について準用する。

(育児短時間勤務終了予定日の変更)

第18条の10 育児短時間勤務をしている職員等は、原則として育児短時間勤務終了予定日を当初の日より前に変更を希望する場合は、希望する育児短時間勤務終了予定日の1月前の日までに別記様式第19号の育児短時間勤務期間変更申出書を担当係等を経由して学長に提出することにより、育児短時間勤務終了予定日を育児短時間勤務終了予定日とされた日前の日に変更することができる。ただし、次の各号の要件をすべて満たし学長の承認を得た場合に限るものとし、育児短時間勤務終了予定日は、学長が指定する。

- (1) その育児休業に係る代替職員の雇用がない等人事管理上問題がない場合
- (2) 所属長が同意する場合

2 前項による育児短時間勤務終了予定日の終了予定日とされた日前の日への変更は、1回に限るものとする。

3 第18条の4第4項の規定は、育児短時間勤務終了予定日の変更について準用する。

(育児短時間勤務の終了)

第 18 条の 11 育児短時間勤務は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合は、当該各号に掲げる日をもって終了する。

- (1) 子の死亡等育児短時間勤務に係る子を養育しないこととなった場合:当該事由が発生した日
- (2) 育児短時間勤務終了予定日の前日までに、育児短時間勤務に係る子が小学校就学の始期に達した日
- (3) 産前産後休暇、新たな育児短時間勤務又は介護休業が始まった場合:産前産後休暇、新たな育児短時間勤務又は介護休業の開始の前日
- (4) 第 18 条の 2 第 2 項に定める者に該当することとなった場合:第 18 条の 2 第 2 項に定める者に該当することとなった日の前日
- (5) 雇用関係が終了した場合:当該終了した日
- (6) 休職又は停職の処分を受けた場合:当該処分日の前日

2 育児短時間勤務をしている職員等（以下「育児短時間勤務職員」という。）は、前項第 1 号の事由が生じた場合は、遅滞なく、当該発生した旨を文書をもって担当係等を経由して学長に届け出なければならぬ。

(育児短時間勤務中の給与)

第 18 条の 12 育児短時間勤務職員（年俸制の適用を受ける職員（以下「年俸制適用職員」という。）及び非常勤職員を除く。）の本給月額、給与規則第 15 条から第 19 条までの規定によるその者の受ける本給月額に、第 18 条の 3 の規定に基づく育児短時間勤務による 1 週間当たりのその者の勤務時間を、就業規則第 34 条に規定する所定勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

2 前項の定めのほか、育児短時間勤務中の給与についての給与規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 22 条第 2 項	乗じて得た額とする	乗じて得た額に、算出率を乗じて得た額とする
第 23 条第 2 項	定める額を支給する	定める額に、算出率を乗じて得た額を支給する

第 24 条第 1 項	100 分の 4 に相当する額	100 分の 4 に相当する額に算出率を乗じて得た額
第 25 条第 2 項	額とする	額に、算出率を乗じて得た額とする
第 29 条第 2 項第 2 号	掲げる額	掲げる額。ただし、第 18 条の 3 に規定する育児短時間勤務をしている職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して平均 1 か月当たりの通勤所要回数が 10 回に満たない職員にあっては、その額から、その額に 100 分の 50 を乗じて得た額
第 32 条第 2 項	定める	定める額に、算出率を乗じて得た額とする
第 33 条	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務の者が、所定の勤務時間を超えて勤務したもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における所定の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務にあっては、勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 100（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125）を乗じて得た額とする
第 39 条第 3 項	本給、本給の調整額、教職調整額	本給、本給の調整額、教職調整額を算出率で除して得た額
第 39 条第 4 項	本給、本給の調整額、教職調整額	本給、本給の調整額、教職調整額を算出率で除して得た額
	本給月額	本給月額を算出率で除して得た額
第 42 条第 3 項	本給、本給の調整額、教職調整額	本給、本給の調整額、教職調整額を算出率で除して得た額

- 3 育児短時間勤務職員のうち、医員の育児短時間勤務中の日給は、非常勤職員給与規則第 9 条の規定によるその者の受ける日給に、算出率を乗じて得た額とする。
- 4 育児短時間勤務職員のうち、年俸制適用職員の月額本給は、年俸制適用職員給与規則第 5 条の規定によるその者の受ける本給の 12 分の 1 の額に、第 18 条の 3 の規定に基づ

く育児短時間勤務による1週間当たりのその者の勤務時間を、就業規則第34条に規定する所定勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 5 前項の定めのほか、育児短時間勤務中の給与についての給与規則の規定を準用する場合は、第2項の表を適用する。

(退職手当の勤続期間についての取扱い)

第18条の13 育児短時間勤務をした期間についての退職手当規則第9条第4項の規定の適用については、同項中「その期間の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その期間の3分の1に相当する月数」とする。

- 2 育児短時間勤務の期間中の退職手当規則の規定による退職手当の計算の基礎となる本給月額、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき本給月額とする。

(年次有給休暇の日数)

第18条の14 育児短時間勤務職員の就業規則第46条第1項及び非常勤職員就業規則第35条第1項第1号及び第2号(以下「非常勤職員年次有給休暇付与規定」という。)に定める一の年度における年次有給休暇の付与日数は、同条同項の規定にかかわらず次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。

- (1) 斉一型育児短時間勤務職員(第3号に掲げる者を除く。)

イ 職員

$$20 \times \frac{\text{1週間当たりの所定勤務日の日数}}{5}$$

ロ 非常勤職員

$$\text{非常勤職員年次有給休暇付与規定の付与日数} \times \frac{\text{1週間当たりの所定勤務日の日数}}{5}$$

5

- (2) 不斉一型育児短時間勤務職員(第3号に掲げる者を除く。)

イ 職員

$$\text{1週間当たりの所定労働時間数}$$

$$155 \times \frac{\quad}{383/4} \div 73/4$$

ロ 非常勤職員

1週間当たりの所定労働時間数

$$\text{非常勤職員年次有給休暇付与規定の付与日数} \times 73/4 \times \frac{\quad}{383/4} \div 73/4$$

- (3) 当該年の中途において、新たに職員（就業規則第46条第2項の者を除く。）となり、又は任期が満了することにより退職することとなる育児短時間勤務職員の就業規則第46条第1項に定める一の年度における年次有給休暇の付与日数は、同条同項の規定にかかわらずその者の当該年度における在職期間に応じ、斉一型育児短時間勤務職員は別表第2の在職期間における1週間の勤務日の日数毎欄に掲げる日数とし、不斉一型育児短時間勤務職員は、別表第2の在職期間における計算基礎日数欄に掲げる日数に次に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

$$\frac{1 \text{ 週間当たりの所定労働時間数}}{383/4}$$

（勤務形態を変更した場合の年次有給休暇の日数）

第18条の15 次の各号に掲げる場合において、一週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときは、当該変更の日以後における職員又は非常勤職員の年次有給休暇の日数は、次の各号のとおりとする。

- (1) 当該年度の年次有給休暇付与の日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合 前条の規定による日数に職員にあつては就業規則第46条第3項、非常勤職員にあつては非常勤職員就業規則第35条第3項の規定により繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数
- (2) 当該年度の年次有給休暇付与の日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該日数から当該年度において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次項の各号に掲げる場合に応じ、次項の各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）

(3) 当該年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたとき。当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次項の各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

2 前項第2号及び第3号に掲げる率は、次の各号による。

(1) 育児短時間勤務職員以外の職員が、斉一型育児短時間勤務を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員が斉一型育児短時間勤務を終える場合

$$\frac{\text{変更後の1週間当たりの所定勤務日数}}{\text{変更前の1週間当たりの所定勤務日数}}$$

(2) 育児短時間勤務職員以外の職員が、不斉一型育児短時間勤務を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員が不斉一型育児短時間勤務を終える場合

$$\frac{\text{変更後の1週間当たりの所定労働時間数}}{\text{変更前の1週間当たりの所定労働時間数}}$$

(3) 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて不斉一型育児短時間勤務を始める場合

$$\frac{\text{変更後の1週間当たりの所定労働時間数}}{\text{変更前の1週間当たりの所定勤務日数} \times 7 \text{時間} 45 \text{分}}$$

(4) 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて斉一型育児短時間勤務を始める場合

$$\frac{\text{変更後の1週間当たりの所定勤務日数} \times 7 \text{時間} 45 \text{分}}{\text{変更前の1週間当たりの所定労働時間数}}$$

(年次有給休暇の繰越し)

第18条の16 就業規則第46条第3項で定める日数は、一の年度における年次有給休暇の20日（第18条の14第1号又は第2号に掲げる職員にあつては、同条の規定による日数）を超えない範囲内の残日数（当該年度の翌年度の初日に勤務形態が変更される場合にあ

っては、当該残日数に前条各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数)とする。

(年次有給休暇の単位)

第 18 条の 17 育児短時間勤務職員の年次有給休暇の単位は、1 日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1 時間を単位とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、不斉一型育児短時間勤務職員の年次有給休暇の単位は、1 時間とする。

3 1 時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって 1 日とする。

(1) 斉一型育児短時間勤務職員

イ 勤務時間が 1 日に付き 4 時間の職員 4 時間

ロ 勤務時間が 1 日に付き 5 時間の職員 5 時間

ハ 勤務時間が 1 日に付き 6 時間の職員 6 時間

ニ 勤務時間が 1 日に付き 7 時間 45 分の職員 7 時間 45 分

(2) 不斉一型育児短時間勤務職員 7 時間 45 分

(育児短時間勤務に伴う代替要員の雇用)

第 18 条の 18 学長は、育児短時間勤務職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該職員の申出に係る期間内及び育児短時間により勤務しない時間を限度として、非常勤職員を採用することができる。

#### 第 4 章 育児部分休業等の措置

(育児部分休業等の措置)

第 19 条 同居する小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員等であって育児休業又は育児短時間勤務をしていない職員等は、担当係等を経由して学長に申し出ることにより、当該子を養育するため、次に掲げる措置（以下「育児部分休業等」という。）の適用を受けることができる。ただし、1 日の所定勤務時間が 7 時間 45 分に満たない職員等については、第 2 号の措置とする。

(1) 育児部分休業の措置

所定勤務時間の始め又は終わりにおいて、1 日を通じて 2 時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30 分を単位としての休業措置

(2) 1 週間当たりの所定勤務時間が 30 時間以上 38 時間 45 分未満の者は、1 日を通じ

て1時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位としての休業措置。ただし、1時間を超えない範囲内の休業措置をとることにより、所定勤務時間が6時間を上回る場合は、所定勤務時間を6時間とする休業措置

(育児部分休業等の適用除外者)

第20条 前条の規定にかかわらず、育児休業等に関する労使協定により、育児部分休業等の対象者から除外することとされた職員等は、育児部分休業等を行うことができない。

(育児休業の準用)

第21条 第4条から第12条まで(第4条第3項及び第5条第2項を除く。)及び第18条の規定は、育児部分休業等の措置について準用する。この場合において「育児休業」とあるのは「育児部分休業等」と、「別記様式第1号」とあるのは「別記様式第5号」と、「別記様式第2号」とあるのは「別記様式第6号」と、「別記様式第3号」とあるのは「別記様式第7号」と、「別記様式第4号」とあるのは「別記様式第8号」とそれぞれ読み替えるものとする。

(育児部分休業中の待遇)

第22条 第19条第1項第1号の規定による育児部分休業(以下「育児部分休業」という。)をした場合の給与については、その勤務しない1時間につき、給与規則第47条、年俸制適用職員給与規則第14条、非常勤職員給与規則第9条、第9条の2、第9条の3、有期雇用職員就業規則第9条、国立大学法人高知大学再雇用職員給与規則第9条及び特任職員給与規則第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

2 育児部分休業により1日の勤務時間の一部について勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった総時間数を勤務しなかった期間として扱い、勤勉手当の算定基礎となる期間から除算する。

## 第5章 時間外勤務の免除・制限

(育児のための時間外勤務の免除)

第22条の2 3歳に満たない子を養育する職員等が当該子を養育するために時間外勤務の免除を請求した場合は、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、時間外勤務を命じないものとする。

2 時間外勤務の免除を請求しようとする者は、1回につき1月以上1年以内の期間(以下この条において「免除期間」という。)について、免除を開始しようとする日(以下「免除開始予定日」という。)及び免除を終了しようとする日を明記して、原則として免除開

始予定日の1月前までに育児のための時間外勤務免除請求書（別記様式第9 - 1号）を担当係等を経由して学長に提出するものとする。この場合において、この項前段に規定する免除期間については、次条第2項に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。

- 3 学長は、時間外勤務の免除を請求した者に対して別表第1に定める証明書の提出を求めることができる。
- 4 請求の日の後に請求に係る子が出生したときは、請求者は、出生後2週間以内に育児のための時間外勤務免除対象児出生届（別記様式第10号）を担当係等を経由して学長に提出するものとする。
- 5 免除開始予定日の前日までに請求に係る子の死亡等により請求者が子を養育しないこととなった場合には、請求はされなかったものとみなす。この場合において、請求者は、遅滞なく担当係等を経由して学長にその旨を通知しなければならない。
- 6 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、免除期間は終了するものとし、当該免除期間の終了日は、当該各号に掲げる日とする。
  - (1) 子の死亡等免除に係る子を養育しないこととなった場合 当該事由が発生した日
  - (2) 免除に係る子が3歳に達した場合 子が3歳に達した日
  - (3) 請求者について、産前産後休暇、育児休業又は介護休業が始まった場合 産前産後休暇、育児休業又は介護休業の開始日の前日
- 7 前項各号に規定する事由が生じた場合には、請求者は遅滞なく担当係等を経由して学長にその旨を通知しなければならない。

（育児のための時間外勤務の制限）

第23条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員等が当該子を養育するために時間外勤務の制限を請求した場合は、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて勤務時間を延長させないものとする。

- 2 時間外勤務の制限を請求しようとする者は、1回につき1月以上1年以内の期間（以下「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明記して、原則として制限開始予定日の1月前までに育児のための時間外勤務制限請求書（別記様式第9 - 2号）を担当係等を経由して学長に提出するものとする。この場合において、この項前段に規定する制限期間については、前条第2項に規定する免除期間と重複しないようにしなければならない。
- 3 学長は、時間外勤務の制限を請求した者に対して別表第1に定める証明書の提出を求

めることができる。

- 4 請求の日の後に請求に係る子が出生したときは、請求者は、出生後2週間以内に育児のための時間外勤務制限対象児出生届（別記様式第10号）を担当係等を経由して学長に提出するものとする。
- 5 制限開始予定日の前日までに請求に係る子の死亡等により請求者が子を養育しないこととなった場合には、請求はされなかったものとみなす。この場合において、請求者は、遅滞なく担当係等を経由して学長にその旨を通知しなければならない。
- 6 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は、当該各号に掲げる日とする。
  - (1) 子の死亡等制限に係る子を養育しないこととなった場合 当該事由が発生した日
  - (2) 制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合 子が6歳に達する日の属する年度の3月31日
  - (3) 請求者について、産前産後休暇、育児休業又は介護休業が始まった場合 産前産後休暇、育児休業又は介護休業の開始日の前日
- 7 前項各号に規定する事由が生じた場合には、請求者は遅滞なく担当係等を経由して学長にその旨を通知しなければならない。

## 第6章 深夜勤務の免除

（育児のための深夜勤務の免除）

第24条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員等が当該子を養育するために深夜勤務（午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務をいう。以下同じ。）の免除を請求した場合は、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、深夜勤務をさせないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の職員は深夜勤務の免除を請求することができない。
  - (1) 当初の雇用開始日より引き続き雇用された期間が1年に満たない期間付職員
  - (2) 請求に係る子の16歳以上の同居の家族が次のいずれにも該当する者
    - ア 深夜において就業していない者（1月について深夜における就業が3日以下の者を含む。）であること。
    - イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態である者でないこと。
    - ウ 8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）以内に出産予定でないか、又は産後8週間以内でない者であること。

- (3) 1週間の所定勤務日数が2日以下の者
  - (4) 所定勤務時間の全部が深夜である者
- 3 深夜勤務の免除を請求しようとする者は、1回につき1月以上6月以内の期間（以下「免除期間」という。）について、免除を開始しようとする日（以下「免除開始予定日」という。）及び免除を終了しようとする日を明記して、原則として免除開始予定日の1月前までに育児のための深夜勤務免除請求書（別記様式第11号）を担当係等を経由して学長に提出するものとする。
- 4 学長は、深夜勤務の免除を請求した者に対して別表第1に定める証明書の提出を求めることができる。
- 5 請求の日の後に請求に係る子が出生したときは、請求者は、出生後2週間以内に育児のための深夜勤務免除対象児出生届（別記様式第10号）を担当係等を経由して学長に提出するものとする。
- 6 免除開始予定日の前日までに請求に係る子の死亡等により請求者が子を養育しないこととなった場合には、請求はされなかったものとみなす。この場合において、請求者は、遅滞なく担当係等を経由して学長にその旨を通知しなければならない。
- 7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、免除期間は終了するものとし、当該免除期間の終了日は、当該各号に掲げる日とする。
- (1) 子の死亡等免除に係る子を養育しないこととなった場合：当該事由が発生した日
  - (2) 免除に係る子が小学校就学の始期に達した場合：子が6歳に達する日の属する年度の3月31日
  - (3) 請求者について、産前産後休暇、育児休業又は介護休業が始まった場合：産前産後休暇、育児休業又は介護休業の開始日の前日
- 8 前項各号に規定する事由が生じた場合には、請求者は、遅滞なく担当係等を経由して学長にその旨を通知しなければならない。

## 第7章 早出遅出勤務

### （早出遅出勤務）

第25条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員等が当該子を養育するために、1日の所定勤務時間を変更することなく、1日につき30分又は1時間を単位として、始業時刻又は終業時刻を繰り上げ、又は繰り下げる措置（以下「早出遅出勤務」という。）の適用を受けることを請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。ただし、始業の時刻を午前7時以降

かつ終業の時刻を午後 10 時以前とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の場合は、早出遅出勤務を請求することができない。
  - (1) 当初の雇用開始日より引き続き雇用された期間が 1 年に満たない期間付職員
  - (2) 配偶者（請求に係る子の親である場合に限る。）が、常態として当該子を養育することができるものとして、次の各号のいずれにも該当する場合
    - ア 職業に就いていない者（育児休業その他の休業により就業していない者及び 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の者を含む。）であること。
    - イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態である者でないこと。
    - ウ 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては 14 週間）以内に出産する予定であるか、又は産後 8 週間を経過しない者でないこと。
    - エ 請求に係る子と同居している者であること。
  - (3) 1 週間の所定勤務日数が 2 日以下の者
  - (4) 請求に係る子の親であって当該請求をする者又はその配偶者のいずれでもない者であるものが第 1 号アからエまでのいずれにも該当する場合
  - (5) 育児部分休業等の措置を現に受けている者（ただし、適用を終了する予定の者については、終了予定日以後の期間にかかる請求にあってはこの限りでない。）
- 3 早出遅出勤務を請求しようとする者は、1 回につき 1 月以上 1 年以内の期間（以下「早出遅出勤務期間」という。）について、その初日（以下「早出遅出勤務開始予定日」という。）及び末日（以下「早出遅出勤務終了日」という。）とする日を明らかにして、原則として早出遅出勤務開始予定日の 1 月前までに育児のための早出遅出勤務請求書（別記様式第 12 号）を担当係等を経由して学長に提出するものとする。
- 4 学長は、早出遅出勤務を請求した者に対して別表 1 に定める証明書の提出を求めることができる。
- 5 請求の日の後に請求に係る子が出生したときは、請求者は、出生後 2 週間以内に育児のための早出遅出勤務対象児出生届（別記様式第 10 号）を担当係等を経由して学長に提出するものとする。
- 6 早出遅出勤務開始予定日の前日までに、請求に係る子の死亡等により請求者が子を養育しないこととなった場合には、請求はされなかったものとみなす。この場合において、請求者は、遅滞なく担当係等を経由して学長にその旨通知しなければならない。
- 7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、早出遅出勤務期間は終了するも

のとし、当該勤務期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。

- (1) 子の死亡等請求に係る子を養育しないこととなった場合：当該事由が発生した日
  - (2) 請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合：子が6歳に達する日の属する年度の3月31日
  - (3) 請求者について、産前産後休暇、育児休業又は介護休業が始まった場合：産前産後休暇、育児休業又は介護休業の開始日の前日
  - (4) 請求者について、育児部分休業等の措置の適用を受けることとなった場合：育児部分休業等の措置の適用開始日の前日
- 8 前項各号に規定する事由が生じた場合には、請求者は、原則として遅滞なく担当係等を経由して学長にその旨を通知しなければならない。

#### 附 則

(施行日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 施行日の前日において、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。以下この項において「育児休業法」という。）第3条の規定により育児休業の承認を受けている職員及び育児休業法第11条の規定により部分休業の承認を受けている職員であって、施行日において高知大学の職員であるものは、この規則の定めるところにより、育児休業及び育児部分休業の申出をしたものとみなす。
- 3 施行日の前日において、人事院規則10-11（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び超過勤務の制限）第2条及び第6条の規定により深夜勤務及び超過勤務の制限に関する規定の適用を受けている職員であって、施行日において高知大学の職員であるものは、この規則の定めるところにより、時間外勤務の制限及び深夜勤務の免除措置の適用に関する申請をしたものとみなす。  
(育児短時間勤務職員に関する読替え)
- 4 育児短時間勤務職員に対する国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年規則第42号）（以下「改正規則」という。）附則第5条第1項第1号、第2号、第5号、第6号及び同条第4項の規定の適用については、同項第1号中「号俸の本給月額」とあるのは「号俸の本給月額に第18条の12に規定する算出率（以下「算出率」という。）を乗じて得た額」と、「当該最低の号俸の本給月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第2号中

「月額に」とあるのは「月額に算出率を乗じて得た額を減じた額に」と、同項第5号及び第6号中「本給月額及び教職調整額」とあるのは「本給月額を算出率で除して得た額及び教職調整額を算出率で除して得た額」と、「本給月額に」とあるのは「本給月額を算出率で除して得た額に」と、「本給月額減額基礎額及び教職調整額減額基礎額」とあるのは「本給月額減額基礎額を算出率で除して得た額及び教職調整額減額基礎額を算出率で除して得た額」と、同条第4項中「よる額に」とあるのは「よる額に算出率を乗じて得た額を減じた額に」とする。

(育児部分休業職員に関する読替え)

- 5 改正規則附則第5条の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第22条第1項の規定の適用については、同項中「給与規則第47条」とあるのは「国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年規則第42号）附則第5条第5項」とする。

附 則

(施行日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日の前日において、旧規則に基いて育児休業、育児部分休業その他の措置の適用を受けている者は、施行日以降においてなおその効力を有する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月12日規則第96号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日規則第95号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(育児休業をした職員の復職後における号俸の調整に関する経過措置)

- 2 国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成20年3月26日規則第90号）の施行の際現に育児休業をしている職員が職務に復帰した場合におけるこの規則による改正後の規則第14条第1項の規定の適用については、同項中「百分の百以下」とあるのは、「百分の百以下（当該期間のうち平成20年4月1日前の期間については、

二分の一)」とする。

附 則（平成 21 年 3 月 11 日規則第 103 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 109 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 6 月 25 日規則第 20 号）

この規則は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

附 則（平成 22 年 11 月 22 日規則第 44 号）

この規則は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 28 日規則第 91 号）（改正 平成 29 年 1 月 11 日規則第 42 号）

（施行日）

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（期末手当に係る在職期間の特例）

2 改正後の第 14 条第 3 項の「育児休業の承認に係る期間」とは、基準日以前 6 箇月以内の期間と その一部又は全部が重複する育児休業の承認を受けた期間の初日から末日（育児休業の期間の延長の承認を受けた場合にあつては、当該延長の承認を受けた期間の末日とし、育児休業の承認が効力を失い、又は取り消された場合にあつては、当該承認が効力を失った日の前日又は当該承認が取り消された日の前日とする。）までの期間をいう。

附 則（平成 24 年 4 月 25 日規則第 4 号）

（施行日）

1 この規則は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

（育児部分休業職員に関する読替え）

2 この規則の施行日から平成 26 年 3 月 31 日までの間における第 22 条第 1 項の規定の適用については、同項中「給与規則第 47 条」とあるのは、「国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成 24 年規則第 3 号）附則第 2 条第 2 項」（同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）とする。

附 則（平成 26 年 9 月 24 日規則第 30 号）

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 14 日規則第 34 号）

この規則は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 1 月 11 日規則第 42 号）

（施行日）

1 この規則は、平成 29 年 1 月 11 日から施行し、平成 29 年 1 月 1 日から適用する。

（勤勉手当に係る勤務期間の特例）

2 改正後の第 14 条第 4 項の「育児休業の承認に係る期間」とは、基準日以前 6 箇月以内の期間と その一部又は全部が重複する育児休業の承認を受けた期間の初日から末日（育児休業の期間の延長の承認を受けた場合にあつては、当該延長の承認を受けた期間の末日とし、育児休業の承認が効力を失い、又は取り消された場合にあつては、当該承認が効力を失った日の前日又は当該承認が取り消された日の前日とする。）までの期間をいう。

附 則（平成 29 年 1 月 11 日規則第 42 号）

この規則は、平成 29 年 1 月 11 日から施行し、平成 29 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 6 月 5 日規則第 9 号）

この規則は、平成 29 年 6 月 5 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 9 月 27 日規則第 19 号）

この規則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 26 日規則第 15 号）

この規則は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 24 日規則第 82 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 10 日規則第 20 号）

この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 17 日規則第 87 号）

この規則は、令和 4 年 3 月 17 日から施行する。

附 則（令和 4 年 9 月 29 日規則第 36 号）

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 1 月 31 日規則第 76 号）

この規則は、令和 5 年 1 月 31 日から施行する。

## 別表第1

## 学長が求めることができる各種証明書等

1	妊娠の事実	医師が発行する診断書
2	出生の事実	官公署が発行する出生届受理証明書
3	その養育する子が保育所において保育されない事実	市町村が発行する保育所の入所不承諾の通知書
4	配偶者の死亡の事実	医師が交付する死亡診断書又は死体検案書
5	配偶者が養育することが困難な事実	身体障害者手帳の写し 医師が発行する診断書
6	配偶者が8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産予定であるか又は産後8週間以内である事実	医師が発行する診断書 官公署が発行する出生届受理証明書
7	配偶者が子と同居しなくなった事実	住民票記載事項証明書 出張命令書の写し
8	小学校就学前の子を養育している事実	官公署が発行する住民票
9	保育できる16歳以上の同居の家族がいない事実	官公署が発行する住民票
10	16歳以上の同居の家族で、深夜業務をしている事実	事業所の就業規則、事業所が発行する勤務証明書
11	16歳以上の同居の家族で、負傷、疾病等により子の養育が困難な状態である事実	医師が発行する診断書
12	16歳以上の同居の家族で、8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産予定である、又は産後8週間以内である事実	医師が発行する診断書 官公署が発行する出生届受理証明書
13	養子縁組の事実	官公署が発行する養子縁組受理証明書
14	子の死亡の事実	医師が交付する死亡診断書又は死体検案書
15	子が養子である場合の離縁の事実	官公署が発行する養子離縁届受理証明書
16	職員が負傷、疾病等により子の養育が困難な状態である事実	医師が発行する診断書
17	特別養子縁組の監護期間にある事実	家庭裁判所が交付する特別養子縁組を成立させるための請求に係る事件係属証明書
18	養子縁組里親に委託されている事実	里親委託（措置）決定通知書
19	養育里親である事実	児童相談所長が発行する証明書

別表第2

在職期間 1週間の 勤務日の 日数	1月に 達する までの 期間	1月を 超え2 月に達 するま での期 間	2月を 超え3 月に達 するま での期 間	3月を 超え4 月に達 するま での期 間	4月を 超え5 月に達 するま での期 間	5月を 超え6 月に達 するま での期 間	6月を 超え7 月に達 するま での期 間	7月を 超え8 月に達 するま での期 間	8月を 超え9 月に達 するま での期 間	9月を 超え10 月に達 するま での期 間	10月を 超え11 月に達 するま での期 間	11月を 超え1 年未満 の期間
(計算基礎日数)	(2日)	(3日)	(5日)	(7日)	(8日)	(10日)	(12日)	(13日)	(15日)	(17日)	(18日)	(20日)
5日 / 週	2日	3日	5日	7日	8日	10日	12日	13日	15日	17日	18日	20日
4日 / 週	2日	2日	4日	6日	6日	8日	10日	10日	12日	14日	14日	16日
3日 / 週	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
2日 / 週	1日	1日	2日	3日	3日	4日	5日	5日	6日	7日	7日	8日

様式第 1 号

## (出生時) 育児休業申出書

国立大学法人高知大学長 殿

[申出日] 年 月 日

[申出者] 所属

氏名

私は、「育児休業等に関する規則」第4条（第12条の2）に基づき、下記のとおり（出生時）育児休業の申出をします。

記

1 休業に係る子の状況	(1) 氏名	
	(2) 生年月日	年 月 日
	(3) 本人との続柄	
	(4) 養子の場合の縁組成立年月日	年 月 日
	(5) (1)の子が、特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託された子の場合、その手続きが完了した年月日	年 月 日
2 1の子が生まれていない場合の出産者の状況	(1) 氏名 (2) 出産予定日 (3) 本人との続柄	
3 出生時育児休業		
3-1 休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	※出生時育児休業を2回に分割取得する場合は、1回目と2回目を一括で申し出ること 年 月 日から 年 月 日まで	
3-2 申出に係る状況	(1) 休業開始予定日の2週間前に申出て	いる・いない → 申出が遅れた理由 ( )
	(2) 1と同じ子について出生時育児休業をしたことが(休業予定含む。)	ない・ある ( 回)

		(3) 1と同じ子について出生時育児休業の申出を撤回したことが	ない・ある（回） →2回ある場合又は1回あるかつ上記(2)が2回ある場合、再度申出の理由 〔 〕
--	--	---------------------------------	--

4 育児休業

4-1 休業の期間	年 月 日から	年 月 日まで	備考
4-2 申出に係る状況	(1) 休業開始予定日の1か月前に申出て		いる・いない → 申出が遅れた理由 〔 〕
	(2) 1と同じ子について休業の申出を撤回したことが		ない・ある → 再度申出の理由 〔 〕
	(3) 1と同じ子について休業をしたことが		ない・ある（回） →ある場合 休業期間： 年 月 日から 年 月 日まで →2回ある場合、再度休業の理由 〔 〕

様式第 2 号

## (出生時) 育児休業取扱通知書

年 月 日

殿

国立大学法人高知大学長

あなたが 年 月 日にされた育児休業の[ 申出・期間変更の申出・申出の撤回 ]について、「育児休業等に関する規則」第6条(第12条の4)に基づき、その取扱いを下記のとおり通知します(ただし、期間の変更の申出があった場合には下記の事項の若干の変更があり得ます。)

### 記

1 休業の期間等	<ul style="list-style-type: none"><li>適正な申出がされていたので申出どおり 年 月 日から 年 月 日まで休業をして下さい。</li><li>申し出た期日が遅かったので休業を開始する日を 年 月 日にして下さい。</li><li>あなたは休業の対象者でないので休業をすることはできません。</li><li>あなたが 年 月 日にした休業申出は撤回されました。</li></ul>
----------	--

<p>2 休業期間中の取扱い等</p>	<p>(1) 休業期間中については給与・諸手当を支払いません。 年 月の賞与については、勤務期間等により調整した額を支給します。</p> <p>(2) 所属は のままとします。</p> <p>(3) ① 休業期間中の共済掛金又は健康保険・厚生年金保険の 保険料は、組合員負担分又は被保険者負担分を毎月ごとに期日 までに本学に支払わなければなりません。ただし、育児休業掛 金免除申請書又は健康保険・厚生年金保険の保険料の免除申出 書を提出することにより免除されます。</p> <p>② 育児休業掛金免除申請書又は健康保険・厚生年金保険の保 険料の免除申出書の提出により、あなたの共済掛金の組合員負 担分又は保険料の被保険者負担分は育児休業を開始した日の属 する月から育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月分ま で免除されます。</p> <p>(4) 地方税については市区町村より直接納税通知書が届きますの でそれに従って支払って下さい。</p> <p>(5) 文部科学省共済組合の貸付を利用している場合、休業期間中は 毎月掛金等納入通知書を送付しますので、元金と利息を指定日ま でに指定口座に振り込んで下さい。また、元金の弁済据え置きを 希望する場合は、貸付元金弁済猶予申出書を（担当係名）に提出 することにより、元金の弁済を据え置くことができます。据え置 くことができる期間は、下記①、②の月から、あなたの育児休業 が終了する日の属する月までの間です。</p> <p>① 休業をすることとなる最初の日属する月（以下「休業開始 月」という）の前月末日までに提出した場合は休業開始月</p> <p>② 休業開始月以後に提出した場合は当該申出書を提出した日の 属する月の翌月</p>
---------------------	--

<p>3 復職後の労働条件</p>	<p>(1) 復職後のあなたの本給は                            級          号俸です。(復職後、職員給与規則に基づき本給の調整を行うことがあります。)</p> <p>(2)                  年  月の賞与については勤務期間等により調整した額を支給します。</p> <p>(3) 退職金の算定に当たっては、育児休業期間の2分の1の期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間については、その月数の3分の2の期間)を勤務したものとみなして勤続年数を計算します。</p> <p>(4) 復職後は原則として                  で休業をする前と同じ職務についていただく予定ですが、休業終了前までに正式に決定し通知します。</p> <p>(5)                  年の年次有給休暇は、          年  月  日から  月  日までの一の年度に、繰り越し分を除いて  日請求できます。</p>
<p>4 その他</p>	<p>(1) お子さんを養育しなくなる等あなたの休業に重大な変更をもたらす事由が発生したときは、なるべくその日に当該事由が発生した旨を文書をもって担当係(          )に届け出て下さい。この場合の休業終了後の出勤日については、大学と話し合っ決定していただきます。</p> <p>(2) 休業期間中についても大学の福利厚生施設を利用することができます。</p> <p>※ その他必要な事項は「国立大学法人高知大学育児休業等に関する規則」の定めるところによります。</p>

様式第 3 号

## (出生時) 育児休業撤回届

国立大学法人高知大学長 殿

[撤回日] 年 月 日

[撤回者] 所属

氏 名

私は、「育児休業等に関する規則」第 5 条 (第 12 条の 3) に基づき、 年 月  
日に行った (出生時) 育児休業の申出を撤回します。

様式第 4 号

## (出生時) 育児休業期間変更申出書

国立大学法人高知大学長 殿

[変更申出日] 年 月 日

[変更申出者] 所属

氏 名

私は、「育児休業等に関する規則」第9条及び第10条(第12条の7)に基づき、年 月 日に行った(出生時)育児休業の申出における休業期間を下記のとおり変更します。

記

1 当初の申出における休業期間	年 月 日から 年 月 日まで
2 当初の申出に対する大学の対応	休業開始予定日の指定 〔 ・有 → 指定後の休業開始予定日 〔 年 月 日〕 ・無
3 変更の内容	(1) 休業〔 ・開始 ・終了 〕 予定日の変更  (2) 変更後の休業〔 ・開始 ・終了 〕 予定日 年 月 日
4 変更の理由 (休業終了予定日を後に変更する場合は、1回目に限り記載不要)	

様式第 5 号

## 育児部分休業等申出書

国立大学法人高知大学長 殿

[申出日] 年 月 日

[申出者] 所属

氏 名

私は、「育児休業等に関する規則」第 19 条に基づき、下記のとおり育児部分休業等の申出をします。

記

1 育児部分休業等に係る 子の状況	(1) 氏 名	
	(2) 生年月日	年 月 日
	(3) 本人との続柄	
	(4) 養子の場合の縁組 成立年月日	年 月 日
	(5) (1)の子が、特別養 子縁組の監護期間中 の子・養子縁組里親に 委託されている子・養 育里親として委託さ れた子の場合、その手 続きが完了した年月 日	年 月 日
2 1の子が生まれていな い場合の出産者の状況	(1) 氏 名	
	(2) 出産予定日	年 月 日
	(3) 本人との続柄	
3 育児部分休業等の期間	年 月 日から	年 月 日まで

<p>4 育児部分休業等の休業時間</p>	<p><input type="checkbox"/> 所定勤務時間の始め ( ) 分</p> <p><input type="checkbox"/> 所定勤務時間の終わり ( ) 分</p> <p><input type="checkbox"/> 毎日</p> <p><input type="checkbox"/> 曜日指定 ( 月・火・水・木・金・土・日 )</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ( )</p>	
<p>5 申出に係る状況</p>	<p>(1) 育児部分休業等予定日の1か月前に申出て</p>	<p>いる・いない → 申出が遅れた理由</p> <p>( )</p>
	<p>(2) 1と同じ子について育児部分休業等の申出を撤回したことが</p>	<p>ない・ある → 再度申出の理由</p> <p>( )</p>

様式第 6 号

## 育児部分休業等取扱通知書

通知年月日 年 月 日

殿

国立大学法人高知大学長

あなたが 年 月 日にされた育児部分休業等の申出について、「育児休業等に関する規則」第 21 条に基づき、その取扱いを下記のとおり通知します（ただし、期間の変更の申出があった場合には下記の事項の若干の変更があり得ます。）。

### 記

1 育児部分休業等の期間等	<ul style="list-style-type: none"><li>適正な申出がされていたので申出どおり 年 月 日から 年 月 日まで 〔<ul style="list-style-type: none"><li>育児部分休業をして下さい。</li></ul>〕<ul style="list-style-type: none"><li>所定時間外勤務を免除します。</li></ul></li><li>申し出た期日が遅かったので育児部分休業等を開始する日を 年 月 日にして下さい。</li><li>あなたは育児部分休業等の対象者でないので休業をすることはできません。</li></ul>
2 育児部分休業等期間中の取扱い等	<p>(1) 育児部分休業をした時間については給与を支払いません。</p> <p>(2) 所属は のままとします。</p>
3 その他	<p>お子さんを養育しなくなる等あなたの育児部分休業等に重大な変更をもたらす事由が発生したときは、なるべくその日に事由が発生した旨を文書をもって担当係（ ）に届け出て下さい。</p> <p>※ その他必要な事項は「国立大学法人高知大学育児休業等に関する規則」の定めるところによります。</p>

様式第 7 号

## 育児部分休業等撤回届

国立大学法人高知大学長 殿

〔撤回日〕 年 月 日

〔撤回者〕 所属

氏 名

私は、「育児休業等に関する規則」第 21 条に基づき、 年 月 日に行った育児  
部分休業等の申出を撤回します。

様式第 8 号

## 育児部分休業等期間変更申出書

国立大学法人高知大学長 殿

〔変更申出日〕 年 月 日

〔変更申出者〕 所属

氏 名

私は、「育児休業等に関する規則」第 21 条に基づき、 年 月 日に行った育児部分休業等の申出における休業等期間を下記のとおり変更します。

記

1 当初の申出における 育児部分休業等期間	年 月 日から 年 月 日まで
2 当初の申出に対する大 学の対応	育児部分休業等開始予定日の指定 〔 ・有 → 指定後の休業開始予定日 〔 年 月 日〕 ・無
3 変更の内容	(1) 育児部分休業等〔 ・開始 ・終了 〕 予定日の変更  (2) 変更後の育児部分休業等〔 ・開始 ・終了 〕 予定日 年 月 日
4 変更の理由 (育児部分休業等予定日を 後に変更する場合は、1 回に限り記載不要)	



様式第 9 - 1 号

## 育児のための時間外勤務免除請求書

国立大学法人高知大学長 殿

〔請求日〕 年 月 日

〔請求者〕 所属

氏 名

私は、「育児休業等に関する規則」第 22 条の 2 に基づき、下記のとおり育児のための時間外勤務の免除を請求します。

### 記

1 請求に係る子の 状況	(1) 氏 名	
	(2) 生年月日	
	(3) 本人との続柄	
	(4) 養子の場合の 縁組成立年月日	年 月 日
	(5) (1)の子が、特別養 子縁組の監護期間中の 子・養子縁組里親に委 託されている子・養育 里親として委託された 子の場合、その手続き が完了した年月日	年 月 日
2 1の子が生まれ ていない場合の出 産者の状況	(1) 氏 名 (2) 出産予定日 (3) 本人との続柄	
3 制限の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
4 請求に係る状況	(1) 制限開始予定日の 1 か月前に申し出て いる・いない → 申出が遅れた理由 〔 〕	

様式第 9 - 2 号

## 育児のための時間外勤務制限請求書

国立大学法人高知大学長 殿

〔請求日〕 年 月 日

〔請求者〕 所属

氏 名

私は、「育児休業等に関する規則」第 23 条に基づき、下記のとおり育児のための時間外勤務の制限を請求します。

記

1 請求に係る子の状況	(1) 氏 名	
	(2) 生年月日	
	(3) 本人との続柄	
	(4) 養子の場合の縁組 成立年月日	年 月 日
	(5) (1)の子が、特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託された子の場合、その手続きが完了した年月日	年 月 日
2 1の子が生まれていない場合の出産予定者の状況	(1) 氏 名 (2) 出産予定日 (3) 本人との続柄	
3 制限の期間	年 月 日から	
	年 月 日まで	
	年 月 日から	
	年 月 日まで	

4 請求に係る状況	(1) 制限開始予定日の1か月前に申し出て いる・いない → 申出が遅れた理由 ( ) (2) 配偶者で常態として1の子を養育できる親が いる・いない
-----------	---

様式第 10 号

(出生時) 育 児 休 業  
育 児 短 時 間 勤 務  
育 児 部 分 休 業 等  
育児のための時間外勤務免除  
育児のための時間外勤務制限  
育児のための深夜勤務免除  
育児のための早出遅出勤務

対象児出生届

国立大学法人高知大学長 殿

[申出日] 年 月 日

[申出者] 所属

氏 名

私は、 年 月 日に行った

(出生時) 育児休業の申出  
育 児 短 時 間 勤 務  
育児部分休業等の申出  
時間外勤務免除の請求  
時間外勤務制限の請求  
深夜勤務免除の請求  
早出遅出勤務の請求

において出生

していなかった

(出生時) 育児休業  
育児短時間勤務  
育児部分休業等  
時間外勤務免除  
時間外勤務制限  
深夜勤務免除  
早出遅出勤務

に係る子が出生しましたので、「育児休業等に

第 4 条  
第 12 条の 2  
第 18 条の 4  
第 21 条  
第 22 条の 2  
第 23 条  
第 24 条  
第 25 条

に関する規則」に基づき、下記のとおり届け出ます。

## 記

- 1 出生した子の氏名
- 2 出生の年月日
- 3 本人との続柄

様式第 11 号

## 育児のための深夜勤務免除請求書

国立大学法人高知大学長 殿

〔請求日〕 年 月 日

〔請求者〕 所属

氏 名

私は、「育児休業等に関する規則」第 24 条に基づき、下記のとおり育児のための深夜勤務の免除を請求します。

記

1 請求に係る子の 状況	(1) 氏 名	
	(2) 生年月日	
	(3) 本人との続柄	
	(4) 養子の場合の縁組 成立年月日	年 月 日
	(5) (1)の子が、特別養 子縁組の監護期間中の 子・養子縁組里親に委 託されている子・養育 里親として委託された 子の場合、その手続き が完了した年月日	年 月 日
2 1の子が生まれ ていない場合の出産 予定者の状況	(1) 氏 名 (2) 出産予定日 (3) 本人との続柄	
3 免除の期間	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ( )

4 請求に係る状況	(1) 制限開始予定日の1か月前に申し出て いる・いない → 申出が遅れた理由 ( ) (2) 常態として1の子を保育できる16歳以上の同居の家族が いる・いない
-----------	---

様式第 12 号

## 育児のための早出遅出勤務請求書

国立大学法人高知大学長 殿

〔請求日〕 年 月 日

〔請求者〕 所属

氏 名

私は、「育児休業等に関する規則」第 25 条に基づき、下記のとおり育児のための早出遅出勤務を請求します。

### 記

1 請求に係る子の状況	(1) 氏 名	
	(2) 生年月日	
	(3) 本人との続柄	
	(4) 養子の場合の縁組成立年月日	年 月 日
	(5) (1)の子が、特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託された子の場合、その手続きが完了した年月日	年 月 日
2 1の子が生まれていない場合の出産予定者の状況	(1) 氏名 (2) 出産予定日 (3) 本人との続柄	
3 早出遅出勤務の期間	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ( )
4 請求に係る状況	(1) 早出遅出勤務開始予定日の1か月前に申し出ている・いない → 申出が遅れた理由 ( ) (2) 配偶者で常態として1の子を養育できる親がいる・いない	

5 請求に係る早出 遅出勤務の始業及 び終業の時刻並び に当該時刻とする 理由	時 分 始業 時 分 終業	【理由】
---	------------------	------

様式第 13 号

育児のための {  時間外勤務の免除  
 時間外勤務の制限  
 深夜勤務の免除  
 早出遅出勤務 } 取扱通知書

年 月 日

殿

国立大学法人高知大学長

あなたが 年 月 日にされた {  時間外勤務の免除  
 時間外勤務の制限  
 深夜勤務の免除  
 早出遅出勤務 } の {  新規  
 期間変更 } 申出について、

その取扱いを下記のとおり通知します（ただし、期間の変更の申出があった場合には下記の事項の若干の変更があり得ます。）。

記

1 勤務の期間等	<ul style="list-style-type: none"><li>適正な申出がされていまして申出どおり 年 月 日から 年 月 日まで <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</span> <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</span></li><li><span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</span> <input type="checkbox"/> 時間外勤務の免除 をします。 <input type="checkbox"/> 時間外勤務の制限 をします。 <input type="checkbox"/> 深夜勤務の免除 をします。 <input type="checkbox"/> 早出遅出勤務 をして下さい。 <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</span></li><li>申し出た期日が遅かったので上記勤務を開始する日を 年 月 日にして下さい。</li><li>あなたは対象者でないので上記勤務をすることはできません。</li></ul>
2 勤務時間等について (早出遅出勤務の場合のみ記載)	所定勤務時間 時間 始業時刻 午前 時 分、終業時刻 時 分 ※ その他必要な事項は「国立大学法人高知大学職員就業規則」及び「国立大学法人高知大学〇〇（所属する）事業場の勤務時間等に関する規則」の定めるところによります。
3 その他	お子さんを養育しなくなる等あなたの に重大な変更をもたらす事由が発生したときは、なるべくその日に事由が発生した旨を文書をもって担当係 ( ) に届け出て下さい。 ※ その他必要な事項は「国立大学法人高知大学育児休業等に関する規則」の定めるところによります。

様式第 14 号

育児のための  時間外勤務の免除  
 時間外勤務の制限  
 深夜勤務の免除  
 早出遅出勤務

撤回届

国立大学法人高知大学長 殿

[撤回日] 年 月 日  
[撤回者] 所属  
氏 名 (自署)

私は、「育児休業等に関する規則」  
 第 22 条の 2  
 第 23 条  
 第 24 条  
 第 25 条

に基づき、 年 月 日に

行った育児のための  時間外勤務の免除  
 時間外勤務の制限  
 深夜勤務の免除  
 早出遅出勤務

申出を撤回します。

様式第 15 号

育児のための

時間外勤務の免除  
 時間外勤務の制限  
 深夜勤務の免除  
 早出遅出勤務

期間変更申出書

国立大学法人高知大学長 殿

〔変更申出日〕 年 月 日

〔変更申出者〕 所属

氏 名 (自署)

私は、「育児休業等に関する規則」

第 22 条の 2  
 第 23 条  
 第 24 条  
 第 25 条

に基づき、 年 月 日に

行った育児のための

時間外勤務の免除  
 時間外勤務の制限  
 深夜勤務の免除  
 早出遅出勤務

の期間を下記のとおり変更します。

記

1 当初の申出における勤務等の期間	年 月 日から <input type="checkbox"/> 毎日 年 月 日まで <input type="checkbox"/> その他 ( )
2 当初の申出に対する大学の対応	上記勤務等開始予定日の指定 [ <ul style="list-style-type: none"> <li>・有 → 指定後の勤務開始予定日 [ 年 月 日 ]</li> <li>・無</li> </ul> ]
3 変更の内容	(1) 上記勤務等 [ <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 開始</li> <li><input type="checkbox"/> 終了</li> </ul> ] 予定日の変更 (2) 変更後の勤務等 [ <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 開始</li> <li><input type="checkbox"/> 終了</li> </ul> ] 予定日 年 月 日
4 変更の理由	

## 育児短時間勤務申出書

国立大学法人高知大学長 殿

〔申出日〕            年    月    日

〔申出者〕 所属

氏 名

私は、「育児休業等に関する規則」第 18 条の 4 に基づき、下記のとおり育児短時間勤務の申出をします。(該当する事項にレ点又は○で囲み、必要に応じ記入すること。)

記

1 育児短時間勤務に係る子の状況	(1) 氏 名	
	(2) 生年月日	年    月    日
	(3) 本人との続柄	
	(4) 養子の場合の縁組成立年月日	年    月    日
	(5) (1)の子が、特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託された子の場合、その手続きが完了した年月日	年    月    日
2 1の子が生まれていない場合の出産者の状況 <small>(出生後は、様式 10 により報告すること。)</small>	(1) 氏 名	
	(2) 出産予定日	年    月    日
	(3) 本人との続柄	
3 育児短時間勤務の期間 <small>(期間を延長する申出の場合は備考欄に既に申出している期間を記入すること。)</small>	年    月    日 から	年    月    日まで
	(備考)	
4 育児短時間勤務の形態	規則第 18 条の 3	
	<input type="checkbox"/> 第 1 項第 1 号ア	<input type="checkbox"/> 第 1 項第 1 号イ
	<input type="checkbox"/> 第 1 項第 1 号ウ	<input type="checkbox"/> 第 1 項第 1 号エ
	<input type="checkbox"/> 第 1 項第 1 号オ	
	<input type="checkbox"/> 第 1 項第 2 号	<input type="checkbox"/> 第 1 項第 3 号
	の週    時間    分勤務	
	<input type="checkbox"/> 斉一型育児短時間勤務	
	( ) ( : ~ : )    ( ) ( : ~ : )	
	( ) ( : ~ : )    ( ) ( : ~ : )	
	( ) ( : ~ : )	
	<input type="checkbox"/> 不斉一型育児短時間勤務	

5 申出に係る状況	(1) 育児短時間勤務開始予定日の1か月前に申し出て	いる・いない → 申出が遅れた理由 〔 〕
	(2) 1と同じ子について育児短時間勤務の申出を撤回したことが	ない・ある → 再度申出の理由 〔 〕
	(3) 1と同じ子について育児短時間勤務をしたことが (期間の延長の場合以外記入)	ない・ある → 年 月 日から 年 月 日まで 再度の育児短時間勤務申出の理由 〔 〕

# 育児短時間勤務取扱通知書

殿

国立大学法人高知大学長

あなたが 年 月 日にされた育児短時間勤務の申出について、「育児休業等に関する規則」第 18 条の 7 に基づき、その取扱いを下記のとおり通知します（ただし、期間の変更の申出があった場合には下記の事項の若干の変更があり得ます。）。

## 記

1 育児短時間勤務の期間等	<ul style="list-style-type: none"><li>適正な申出がされていまして申出どおり 年 月 日から 年 月 日まで育児短時間勤務をして下さい。</li><li>申し出た期日が遅かったので育児短時間勤務を開始する日を 年 月 日にし、 年 月 日まで育児短時間勤務をして下さい。</li><li>あなたは育児短時間勤務の対象者でないので育児短時間勤務をすることはできません。</li></ul>
2 育児短時間勤務期間中の取扱い等	短時間勤務中の勤務時間は、次のとおりとなります。 勤務の曜日・勤務時間 【月】始業（時 分）終業（時 分）休憩時間（時 分～時 分） 【火】始業（時 分）終業（時 分）休憩時間（時 分～時 分） 【水】始業（時 分）終業（時 分）休憩時間（時 分～時 分） 【木】始業（時 分）終業（時 分）休憩時間（時 分～時 分） 【金】始業（時 分）終業（時 分）休憩時間（時 分～時 分） の週 時間 分勤務 変形労働時間制を適用する場合は、事業場の勤務時間等に関する規則の規定により通知します。
3 育児短時間勤務期間中の給与	給与・賞与は、「育児休業等に関する規則」第 18 条の 12 に基づき支給します。
4 その他	お子さんを養育しなくなる等あなたの勤務に重大な変更をもたらす事由が発生したときは、なるべくその日に担当係等に連絡をしてください。

様式第 18 号

## 育児短時間勤務撤回届

国立大学法人高知大学長 殿

〔撤回日〕 年 月 日  
〔撤回者〕 所属  
氏 名

私は、「育児休業等に関する規則」第 18 条の 6 に基づき、 年 月 日  
に行った育児休業の申出を撤回します。

様式第 19 号

## 育児短時間勤務期間変更申出書

国立大学法人高知大学長 殿

[変更申出日] 年 月 日  
[変更申出者] 所属  
氏名

私は、「育児休業等に関する規則」第 18 条の 9 及び第 18 条の 10 に基づき、  
年 月 日に行った育児短時間勤務の申出における育児短時間勤務期間を  
下記のとおり変更します。

記

1 当初の申出における育児短時間勤務期間	年 月 日から 年 月 日まで
2 当初の申出に対する大学の対応	育児短時間勤務開始予定日の指定 〔 ・有 → 指定後の育児短時間勤務開始予定日 〔 年 月 日〕 ・無
3 変更の内容	(1) 育児短時間勤務 〔 ・開始 ・終了 〕 予定日の変更 (2) 変更後の育児短時間勤務 〔 ・開始 ・終了 〕 予定日 年 月 日
4 変更の理由	